

事後評価調書

I 事業概要									
事業名	治山事業（予防治山事業）								
地区名	北設楽郡豊根村上黒川字間当								
事業箇所	北設楽郡豊根村上黒川字間当								
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹を保全し、山地災害を防止する。								
事業目標	【達成（主要）目標】 土留工3個、山腹工一式を設置し、荒廃山腹の保全を図る。								
事業費	<table border="1"> <tr> <th>事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> <tr> <td>24百万円</td><td>■工事費 24百万円</td><td>□用補費 百万円</td><td>□その他 百万円</td></tr> </table>	事業費	内訳			24百万円	■工事費 24百万円	□用補費 百万円	□その他 百万円
事業費	内訳								
24百万円	■工事費 24百万円	□用補費 百万円	□その他 百万円						
事業期間	採択年度 平成19年度 着工年度 平成20年度 完成年度 平成20年度								
事業内容	土留工3個及び山腹工一式を設置する。								
II 評価									
①事業目標の達成状況	<p>1) 主要目標の達成状況</p> <p>【達成状況】 目標とする治山施設を整備することができた。</p> <p>【達成状況に対する評価】 施設が整備されたことにより、適切に荒廃山腹の保全が図られ、山地災害の未然防止が図られている。</p>								
	<p>2) 副次目標の達成状況</p> <p>【達成状況】</p> <p>【達成状況に対する評価】</p>								
III 対応方針									
今後の事後評価の必要性	事業目標は達成されており、今後の事後評価の必要性は無い。								
改善措置の必要性	事業目標は達成されており、今後の改善措置の必要性は無い。								
同種事業に反映すべき事項	本事業は国及び県で定めた従来の設計・積算基準により実施されているため、同種事業に反映すべき事項は特に無い。								